

## 佐賀県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第10条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年5月31日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

### 1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

### 2 公示事項

昭和53年5月29日付けで受理した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、平成31年3月25日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
布上忠太	芹田マツエ	中村正美	松尾久子
吉田道子	永石智子	藤瀬柳子	坂田敬助
鷺谷亮順	今村清治	陣内和子	野崎俊勝
吉田ラン子	石橋正尚	秋吉博文	永渕正
木村晴次	池田善泰	井上昭典	樋口大之
平河通文	熊本禎子	佐藤敏昭	南里五一